

**就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に
関する届出書（加算届）の取扱いについて**

○基本報酬の届出について

4月13日（金）まで→4月から届出に応じた報酬単価で算定

4月27日（金）まで→4月から届出に応じた報酬単価で算定。

**※ ただし、データ反映は5月以降となるため、5月請求分は最小単位で算定となる。
よって翌月に過誤調整が必要。**

○前年度実績等により4月から変更が生じる場合

（就労移行支援体制加算、重度者支援体制加算）

4月13日（金）まで→4月から届出に応じた単位で算定

4月27日（金）まで→4月から届出に応じた単位で算定

**※ ただし、データ反映は5月以降となるため、5月請求分は変更前の単位で算定となる。
よって翌月に過誤調整が必要。**

注意等

1 5月以降は、通常ルールに戻ります。

5/15まで→6月から届出に応じた算定 5/16から→7月から届出に応じた算定

2 基本報酬の届出は、全事業所対象です。届出がない場合は、最小単位で処理します。

3 制度改正のない加算は、変更がある場合のみ届出を行ってください。

4 制度改正のあった加算は、加算をとる場合のみ届出を行ってください。

5 届出内容に間違いのないようお願いします。

（よくある例：様式第5号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、
別紙1-1一覧表では変更している。必要書類がない）

6 加算に関係のない内容（代表者や管理者の変更等）は、変更届出書で変更してください。